

別表（第6条関係）

行為の種類	図書		備考
	種類	明示すべき事項	
1 建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の新築、新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置	
	配置図（おおむね200分の1以上の縮尺のもの） 立面図（おおむね200分の1以上の縮尺のもので、着色したもの）	方位、敷地の境界線、敷地内の建築物等の位置及び規模、届出に係る建築物等と他の建築物等の別並びに緑化措置（樹木の位置、樹種及び樹高）	
		外周部の仕上材、色彩、開口部の位置及び附属設備	<p>(1) 高さ10メートル以上若しくは3階建て以上又は延床面積1,000平方メートル以上の建築物に係る届出にあつては4面以上、その他のものにあつては2面以上とする。</p> <p>(2) 建築物等の移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る届出にあつては、カラー写真に代える</p>

			ことができる。
	透視図（着色したもの）	届出に係る建築物等及び周辺の景観	高さ10メートル以上若しくは3階建て以上又は延床面積1,000平方メートル以上の建築物等に係る届出に限る。ただし、増築若しくは改築で小規模のもの、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更にあつては、カラー写真に代えることができる。
	現況写真	行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真（撮影方向を配置図に示すこと。）	
2 開発行為 又は土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置	
	地形図（おおむね500分の1以上の縮尺のもの）	方位、行為地を含む周辺の地形の現況、行為の区域及び行為時における遮へい措置（遮へい物の種類、構造、位置及び高さ（垣及び柵については色彩、樹木については樹種））	

	土地利用計画図 (おおむね500分の1以上の縮尺のもの)	方位及び行為後の土地利用計画(土石の採取又は鉱物の掘採に類するものにあつては、事後措置)	
	断面図(おおむね500分の1以上の縮尺のもの)	行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図	
	のり面断面図 (おおむね50分の1以上の縮尺のもの)	のり面の措置	
	現況写真	行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真(撮影方向を地形図に示すこと。)	
3 木竹の伐採	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置	
	現況図(おおむね500分の1以上の縮尺のもの)	方位、付近の土地利用の状況(森林を含む場合は、おおむねの樹種及び樹高を示すこと。)、伐採区域並びに伐採する木竹の種類及び高さ	
	現況写真	行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真(撮影方向を地形図に	

		示すこと。)	
4 屋外における物件の堆積	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置	
	配置図（おおむね200分の1以上の縮尺のもの）	方位、敷地の境界線、物件の堆積する位置及び高さ並びに遮へい措置（遮へい物の種類、構造、位置及び高さ（垣及び柵については色彩、樹木については樹種））	
	現況写真	行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真（撮影方向を配置図に示すこと。）	
5 水面の埋立て又は干拓	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置	
	地形図（おおむね500分の1以上の縮尺のもの）	方位、行為地を含む周辺の地形の現況及び行為の区域	
	土地利用計画図（おおむね500分の1以上の縮尺のもの）	方位及び行為後の土地利用計画	
	断面図（おおむね500分の1以上の縮尺のもの）	行為の前後における土地の縦断図及び横断図	

のり面断面図 (おおむね50分の1以上の縮尺のもの)	のり面の措置	
現況写真	行為地を含む周辺の状況が分かるカラー写真 (撮影方向を地形図に示すこと。)	